

諮問番号：平成28年諮問第2号

答申番号：平成28年答申第2号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

審査請求人が平成28年8月31日付けで提起した処分庁山梨県知事が行った精神障害者保健福祉手帳に係る処分（精保第〇〇号）に対する審査請求（事件番号：福〇〇）については、棄却されるべきであるとする審査庁の意見は、妥当である。

### 第2 事案概要

- (1) 平成28年6月2日、審査請求人は、精神障害者保健福祉手帳（以下「手帳」という。）交付等申請書（3級から2級への障害等級変更）を甲斐市長に提出し、同月15日、処分庁は、同市長を経由して当該申請書を受領した。
- (2) 平成28年6月24日、精神保健福祉センター（以下「センター」という。）は、「自立支援医療費（精神通院医療費）及び精神障害者保健福祉手帳審査事務取扱要領（以下「要領」という。）」により設置された「自立支援医療費（精神通院医療費）及び精神障害者保健福祉手帳審査会（以下「審査会」という。）」に意見を求めた。同日、審査会は、判定会議を開催し、審査請求人の精神障害の程度は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号、以下「令」という。）第6条に規定する障害等級の3級に該当すると回答した。
- (3) 平成28年7月19日、処分庁は、審査会の回答を受け、同日付け精保第〇〇号により甲斐市長を経由して障害等級変更を不承認とする旨審査請求人に通知した。
- (4) 平成28年8月31日、審査請求人は、山梨県知事に対し、上記処分の取消しを求める審査請求を行った。

### 第3 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張

審査請求人は、対人恐怖症により、外出は病院等決まった場所に限られ、買い物に行けず、公共交通機関も利用できない現状にあり、日常生活について、非常に大きな制限を受けている。また、就労については、迷惑をかけているのではないかなどと思うと、緊張状態を強いられ、作業に集中できずにいるため、自身の精神障害の状態は、障害等級の2級に該当する。このため、処分庁が行った審査請求人の手

帳の交付に係る認定（障害等級の3級）は違法、不当であり、当該処分の取消しを求める。

## 2 処分庁の主張

障害等級の判断については、診断書に記載されている内容に基づいて審査を行っており、審査会の意見を踏まえた結果、審査請求人の精神障害の状態は、障害等級3級に該当する。なお、審査は提出された診断書に基づき行うため、後日追加の資料があったとしても判断する資料とならないため、申請時よりも精神障害の状態が悪化したと認められる場合又は診断書の内容が精神障害の状態を十分に反映していない場合は、再度変更申請を行うことが妥当である。

## 第4 審理員意見の要旨

### 1 結論

本件審査請求には理由がないから、棄却されるべきである。

### 2 理由

#### (1) 手帳交付の制度について

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号、以下「法」という。）第45条第2項により、都道府県知事は、手帳の交付の申請に基づいて審査し、申請者が政令で定める精神障害の状態にあると認めるときは、申請者に手帳を交付しなければならないとされている。

#### (2) 処分庁による障害等級の認定手続について

センターは、精神障害の等級認定に際し、申請時に提出された診断書について、専門的な知識を有する精神科医等から構成される審査会の意見を求めることとしている。本件においても、審査請求人の精神障害の状態は令第6条に規定する障害等級の3級に該当するという審査会の回答を踏まえた上で、障害等級の認定を行っている。また、審査については、提出された診断書に基づき行うため、その後の審査請求人の状態像や追加資料は、判断する資料とならない

#### (3) 処分の相当性

本件処分は、法令の規定に基づき適正になされたものであり、何らの違法又は不当な点は、存在しない。本件審査請求には、理由がないことから、棄却されるべきである。なお、審査は提出された診断書で行うため、後日追加の資料があったとしても判断する資料とならないため、申請時よりも精神障害の状態が悪化したと認められる場合又は診断書の内容が精神障害の状態を十分に反映していない場合は、再度変更申請を行うことが妥当である。

## 第5 審査庁の判断

審理員の意見と同旨

## 第6 調査審議の経過

平成29年1月10日 審査庁から諮問書受理

平成29年2月23日 第1回審議

平成29年3月15日 第2回審議

## 第7 審査会の判断等

### 1 審理員による審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

### 2 障害等級の判定について

#### (1) 制度概要

都道府県知事は、法第45条第1項及び第2項並びに令第5条の2の規定により、申請者から市町村長を経由してなされた手帳の交付の申請に基づき審査を行い、申請者に手帳を交付しなければならないとされている。手帳は、申請者の精神障害の状態の程度により、1級、2級及び3級の3段階に等級が分けられ、等級の判定は、申請書とともに提出された「精神保健指定医その他精神障害の診断又は治療に従事する医師の診断書」又は「精神障害を支給事由とする年金給付を現に受けていることを証する書類の写し」に基づき、各都道府県のセンターで行われている。

障害等級の判定について、法第6条第2項第4号により、法第45条第1項の申請に対する決定に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものは、センターが行うものとされている。障害等級の判定は、その判断に精神障害福祉分野についての高い専門性が求められるため、等級の審査は、原則として精神医学と精神科臨床及び精神障害者福祉に関して卓越した理解と幅広い見識を持った精神科医により行うことが望ましいとされる（「精神障害者保健福祉手帳の判定マニュアル」（平成24～26年厚生労働科学研究費補助金障害者対策総合研究事業参照））。

山梨県においては、要領により、精神医療及び精神保健福祉の知識・経験を有する医師や精神保健福祉士3名の委員で構成される審査会が設置されており、同審査会の等級判定の審査結果についての意見を受けて、センターが等級の判定を行うこととされている。

#### (2) 本件処分について

本件をみると、処分庁は、審査請求人が障害等級を3級から2級に変更するため提出した申請書を、甲斐市長を経由して受領し、センターが専門家から構成される審査会に審査請求人の障害等級の判定について意見を求めた。処分庁は、審査会が医師の診断書に基づき、審査請求人の精神障害の状態の程度を障害等級の3級と回答したことを受け、審査請求人の障害等級を3級とする処分を行った。

したがって、障害等級の判定を不当とすべき事実や本件処分を行うに際しての審査過程に看過しがたい過誤欠落があるとは認められない。

### 3 審査会の判断

以上より、本件処分は、法令等の規定に従って適正になされたものと認められるため、審査請求人が行った精神障害者保健福祉手帳に係る処分に対する審査請求については、棄却されるべきであるとする審査庁の意見は、妥当である。

なお、申請時よりも精神障害の状態が悪化したと認められる場合又は申請時に提出した診断書の内容が精神障害の状態を十分に反映していない場合であれば、再度変更申請を行うことが妥当である。

山梨県行政不服審査会

委員 信田 恵三

委員 關本 喜文

委員 中島 朱美

以上